

移住体験促進事業委託仕様書

1. 契約件名

移住体験促進事業委託

2. 業務の目的

本市においては、平成 28 年度から令和 2 年度まで自然減を上回る社会増によって人口増加を続けてきたが、令和 3 年度に社会減に転じたことにより、人口減少局面に入ったものと考えられ、極端な少子化や高齢化を回避し、適正な人口構成を維持することが必要である。また、コロナ禍でテレワークが普及したことにより、働く場所に捉われないワークスタイルが注目を集めており、地方移住への関心が高まっている。以上のような状況を踏まえ、本業務においては、テレワークに積極的な企業の従業者やフリーランスを対象に、新しい働き方を親子（家族）で体験すること（新しい移住体験）、親子ワーケーションを体験する機会を創出することで、移住のきっかけをつくり、首都圏等からの移住・定住を促進することを目的に実施するものとする。

3. 業務内容

(1) 移住・定住ポータルサイトへの新しいコンテンツの掲載及びブラッシュアップ

- i 本市にて運用している移住定住ポータルサイト「古賀移住計画」に掲載する新たなコンテンツを作成し、別途「古賀移住計画」のサイト管理を受託している事業者（以下「管理事業者」という。）と調整し、掲載すること。
- ii 新たなコンテンツの掲載を踏まえ、古賀市への移住・定住を検討している方の支援となる有益な情報を発信するためのブラッシュアップを図るとともに、継続的な情報発信を管理事業者と調整し、実施すること。
- iii 上記 i 及び ii の業務に関連し、管理事業者に対して発生する費用負担については、受託者の負担とする。

(2) ワーケーション移住体験プログラムの開発

- i 福岡県外（特に首都圏）在住のファミリー層をメインターゲットに、本市でのワーケーションと暮らしを体験できるようなプログラムを開発すること。
- ii 本市ならではの自然・食・伝統文化等の魅力を掘り起こし、地域交流コンテンツや地元企業と連携した体験型のプログラムを開発及びブラッシュアップすることとし、継続的に自走化できるような仕組みとすること。
- iii 地方への移住検討者や本市に関心を持つ方が、本市での暮らしをイメージできるような親子（家族）向けのプログラムとし、関係人口の創出や移住につながるようなプログラムとすること。

(3) ワーケーション移住体験プログラム実施・運営

- i 累計で親子 10 組以上が参加できる 2 泊 3 日以上プログラムを複数回開催すること。
- ii ワークスペースは古賀市インキュベーション施設「快生館」を含むこととし、行程中に、地域のキーマンとの交流や暮らしの体験等の期間を含めること。
- iii 参加者の募集や受入先の調整・宿泊手配等、行程の手配を行うとともに、旅費や施設使用料等の費用負担を行うなど、参加しやすい環境を整備すること。
- iv 随行員を 1 名以上確保し、行程管理を行うこと。

(4) 広報活動

- i (1)のポータルサイトを活用し、本業務にかかる取組を発信する広報の企画、運営を行うこと。なお、参加者募集に当たっては、受注者が有するネットワーク等を活かし、テレワークを検討している事業者や個人等に広く周知を行うよう努めること。
- ii 参加者との連絡調整
 - ※ 広報活動に際してのイベント中の撮影、広報素材としての公表の同意
 - ※ 参加者への案内等

4. 業務全般における実施条件等

- (1) 将来的な移住・定住の促進、関係人口の創出・拡大に寄与するよう、各種広報媒体を組み合わせた効果的な情報発信を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、事業実施時点での国・県の感染防止マニュアル等に従い、適切な措置を講じること。

5. 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

6. 履行場所

古賀市内及び市が指定する場所

7. 成果品

- (1) ホームページ用新規コンテンツ及び改編したコンテンツ等のデータ一式
- (2) ワークーション移住体験プログラム参加者アンケート（簡易製本 1 部、電子データ）
- (3) 業務報告書（簡易製本 1 部、電子データ）
 - ※ 提出された成果品は、市が著作権を持つものとし、市が自由に加工し、コピーし、ホームページの作成、製本及び増刷等を行い、公表できるものとする。

8. 納入場所

古賀市役所 総務部 経営戦略課

9. 前金払

受注者は地方自治法施行令第 163 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、委託料の前払を請求することができる。ただし、その額は委託料の 2 分の 1 以内の範囲で市と受注者が協議して定めるこ

とする。

10. その他

- (1) 本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受注者の負担とする。
- (2) 本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と受注者が協議し、受注者は市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。
- (3) 市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討範囲であっても、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (4) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (5) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (7) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。